

舞 鶴 総 第 244 号

令 和 3 年 3 月 5 日

舞鶴市議会議長

山 本 治兵衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について

(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 2 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 3 年 3 月 5 日

舞鶴市長 多々見 良 三

1 損害賠償の額

121,000 円

2 事件の概要

自治会に貸与している市所有の除雪機を使用し、市道の除雪作業を行っていた当該自治会の担当者が操作を誤り、除雪機が相手方所有地内の車止めに接触し、車止めを損傷させた。

3 発生年月日

令和2年12月31日

4 発生場所

舞鶴市字常地内

市道ブロガイ線隣接地